

きれいな街をまもってゆくために

平成  
2年 4月1日 から

スパイクタイヤの使用が規制されます。

平成元年  
10月

- 北海道脱スパイクタイヤ  
推進条例制定

平成2年  
4月

- 道条例により全道で  
スパイクタイヤの使用規制が開始
- 道公安委員会規則により全道で  
スパイクタイヤの使用規制  
(交通反則金制度の適用)が開始

平成2年  
12月末日

- 国内7社の  
スパイクタイヤの  
製造中止

平成3年  
3月末日

- 国内7社の  
スパイクタイヤの  
販売中止

適用されます。

このスパイクタイヤ問題を  
解決するため、北海道では「  
北海道脱スパイクタイヤ推進  
条例」を制定しました。この  
条例により、スパイクタイヤ  
の使用が平成2年4月1日か  
ら規制されることになります。  
また、札幌市内は市条例が

発生といった弊害をもたらし、  
快適な生活環境を損なうと  
もに健康への影響が社会問題  
となっているなか、国内主要  
7社のスパイクタイヤの製造、  
販売の中止が目前に迫るなど、  
「脱スパイクタイヤ」は確実  
な流れとなっています。

スパイクタイヤは、北国の  
冬期間における自動車用タイ  
ヤの滑り止め措置として広く  
普及していましたが、積雪・  
凍結道路以外の舗装道におけ  
るスパイクタイヤの使用は、  
わだち掘れや道路標示の損耗  
など交通安全上の支障を招く  
のみならず、紛じんや騒音の  
発生といった弊害をもたらし、  
快適な生活環境を損なうと  
ともに健康への影響が社会問題  
となっているなか、国内主要  
7社のスパイクタイヤの製造、  
販売の中止が目前に迫るなど、  
「脱スパイクタイヤ」は確実  
な流れとなっています。

このスパイクタイヤ問題を  
は、きれいな街を  
まもってゆくため  
「脱スパイク社会」  
をめざしていく必  
要があります。

ご理解とご協力  
をお願いいたしま  
す。

- 大型車は七、〇〇〇円
- 普通車、二輪車は六、〇〇円
- 原動機付自転車は四、〇〇円

- 道北地域
- 道東地域
- 道央・道南地域

- 3月1日～12月15日 (スパ  
イクタイヤ使用規制期間)
- 12月16日～2月末 (脱スパ  
イクタイヤ推進期間)

違反した場合の反則金

● 3月1日～12月15日 (スパ  
イクタイヤ使用規制期間)

● 12月16日～2月末 (脱スパ  
イクタイヤ推進期間)

※峠や急な坂道などで積雪・凍結  
のため運行が著しく困難な場合  
や緊急自動車、除雪用自動車は  
規制の適用が除外されます。

スパイクタイヤ (スパイクタイヤを使用しては)  
使用規制期間 (ならない期間)

脱スパイクタイヤ (スパイクタイヤを使用)  
推進期間 (しないよう努める期間)